

令和8年2月11日
青森市総務部人事課長

市職員の除雪作業に伴う事故について

令和8年1月21日からの大雪によって住家の倒壊等により、生命・身体に危害をうけるおそれが生じた場合で、自らの資力及び労力によって除雪を行うことができない場合に対象となる「災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし」の受付を令和8年2月12日まで延長しております。

また、「全庁体制の豪雪災害対策」として、市職員で構成する「高齢者世帯等除雪支援隊」により、65歳以上の高齢者のみで構成される住民税非課税世帯等を対象に、家屋の屋根の雪庇落とし及び間口除雪を実施しておりますが、これに加えて、「災害救助法に基づく住家の屋根雪下ろし」の現場調査（倒壊や破損、落雪の危険性等）から、市職員で構成する支援隊でも対応が可能と判断した場合には、雪庇落としや玄関周辺の雪片付けを実施しているところです。

本日、この災害救助法に基づく市職員の除雪作業中に、住家の2階屋根からの落雪により、下記のとおり人身事故が発生したことから、お知らせします。

各部局がこれまで以上に緊密に連携し、市民の安全と暮らしを守るため、持てる力を総動員して対応に当たっておりますが、今冬の豪雪による作業において、職員にも事故が発生しないよう改めて、細心の注意を払ってまいります。

事故の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 事故発生日 | 令和8年2月11日（水・祝） 午前9時30分頃 |
| (2) 事故発生場所 | 青森市港町（※） |
| (3) 事故当事者 | 市職員（50歳代女性） |
| (4) 事故の程度 | 重症（下半身の骨折） |
| (5) 事故の概況 | 現着後、作業箇所の確認を行っていた最中、玄関上2階屋根雪が、かがんでいる被災職員に直撃
帯同する職員の119番通報により救急搬送、その後110番通報 |
| (6) 現地の状況 | 午前9時現在、青森市の気温4.2℃、積雪118cm |
| (7) その他 | 市職員の除雪作業は、1班5名体制で実施しているところであり、本日は午前6班、午後6班体制で稼働予定としていましたが、午前
の事故を受けて午後の作業は中止としました。明日以降の作業については、現場状況の確認を徹底しながら再開する予定です。 |

※発生場所の詳細は、個人情報保護の観点から提供できませんのでご理解とご協力をお願いいたします。